

平成 25 年度決算資料

平成 26 年 7 月
安芸市税務課

1. 市税等決算状況

(単位:円、%)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	
						H25	H24
市民税	690,200,000	715,967,988	693,054,968	1,628,188	21,284,832	96.8	96.3
個人	586,500,000	611,267,089	588,663,969	1,628,188	20,974,932	96.3	95.8
現年	580,000,000	587,872,456	582,642,378	0	5,230,078	99.1	99.0
滞繰	6,500,000	23,394,633	6,021,591	1,628,188	15,744,854	25.7	21.0
法人	103,700,000	104,700,899	104,390,999	0	309,900	99.7	99.1
現年	103,500,000	104,123,100	104,064,500	0	58,600	99.9	99.7
滞繰	200,000	577,799	326,499	0	251,300	56.5	23.8
固定資産税	821,100,000	867,479,083	817,527,999	2,836,214	47,114,870	94.2	94.1
純固定	805,000,000	851,324,383	801,373,299	2,836,214	47,114,870	94.1	94.0
現年	790,000,000	803,079,200	790,952,290	0	12,126,910	98.5	98.4
滞繰	15,000,000	48,245,183	10,421,009	2,836,214	34,987,960	21.6	25.8
交付金	16,100,000	16,154,700	16,154,700	0	0	100.0	100.0
軽自動車税	55,800,000	62,273,312	56,876,345	594,755	4,802,212	91.3	90.9
現年	54,600,000	57,105,100	55,939,342	0	1,165,758	98.0	97.8
滞繰	1,200,000	5,168,212	937,003	594,755	3,636,454	18.1	16.3
たばこ税	170,540,000	171,315,376	171,315,376	0	0	100.0	100.0
現年	170,540,000	171,315,376	171,315,376	0	0	100.0	100.0
一般会計	1,737,640,000	1,817,035,759	1,738,774,688	5,059,157	73,201,914	95.7	95.4
計	1,714,740,000	1,739,649,932	1,721,068,586	0	18,581,346	98.9	98.8
滞繰	22,900,000	77,385,827	17,706,102	5,059,157	54,620,568	22.9	23.8
国民健康保険税	689,885,000	817,806,246	671,394,933	11,165,328	135,245,985	82.1	80.4
現年	652,535,000	669,421,800	638,217,258	0	31,204,542	95.3	94.5
医一	423,920,000	440,428,345	419,491,295	0	20,937,050	95.3	94.3
支一	121,500,000	126,442,613	120,551,885	0	5,890,728	95.3	94.4
介一	56,315,000	58,973,660	55,394,574	0	3,579,086	93.9	92.9
医退	32,500,000	27,880,140	27,370,273	0	509,867	98.2	98.4
支退	9,500,000	8,084,502	7,938,908	0	145,594	98.2	98.4
介退	8,800,000	7,612,540	7,470,323	0	142,217	98.1	98.3
滞繰	37,350,000	148,384,446	33,177,675	11,165,328	104,041,443	22.4	23.2
医一	25,500,000	110,681,853	23,509,168	9,217,777	77,954,908	21.2	21.2
支一	6,700,000	18,443,143	5,386,720	838,086	12,218,337	29.2	31.1
介一	3,300,000	15,113,612	3,302,518	1,070,679	10,740,415	21.9	22.3
医退	1,300,000	2,966,072	649,108	30,533	2,286,431	21.9	47.2
支退	250,000	573,940	171,804	1,125	401,011	29.9	51.9
介退	300,000	605,826	158,357	7,128	440,341	26.1	45.1
市税等合計	2,427,525,000	2,634,842,005	2,410,169,621	16,224,485	208,447,899	91.5	90.7
現年	2,367,275,000	2,409,071,732	2,359,285,844	0	49,785,888	97.9	97.6
滞繰	60,250,000	225,770,273	50,883,777	16,224,485	158,662,011	22.5	23.4

固定資産税/交付金:国所有資産等所在市町村交付金 たばこ税:市町村たばこ税

2. 市税以外の税金からの収入状況

(単位:円)

科目	決算額	前年比	説明
自動車重量譲与税	70,453,000	▲4,776,000	自動車重量税の1/3が市区町村に譲与される。
地方揮発油譲与税	30,993,000	▲85,000	地方揮発油(道路)税の42/100が市町村に譲与される。
地方道路譲与税	0	▲147	
利子割交付金	5,350,000	▲2,043,000	利子課税(20%)の15%が交付される。
配当割交付金	6,042,000	3,333,000	配当課税のうち5%(H16.1.1～H23.12.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で交付される。
株式等譲渡所得割交付金	8,427,000	7,707,000	株式等譲渡所得課税のうち5%(H16.1.1～H23.12.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で交付される。
地方消費税交付金	165,727,000	▲1,425,000	消費税は国分4%と併せて地方分1%が徴収されており、地方分の1/2が都道府県に、残りの1/2が人口と従業者数の割合で交付される。
自動車取得税交付金	18,027,000	▲3,414,000	自動車取得税(3～5%都道府県税)の66.5%を市道の延長や面積に応じて交付。

3. 歳出その他

(単位:円)

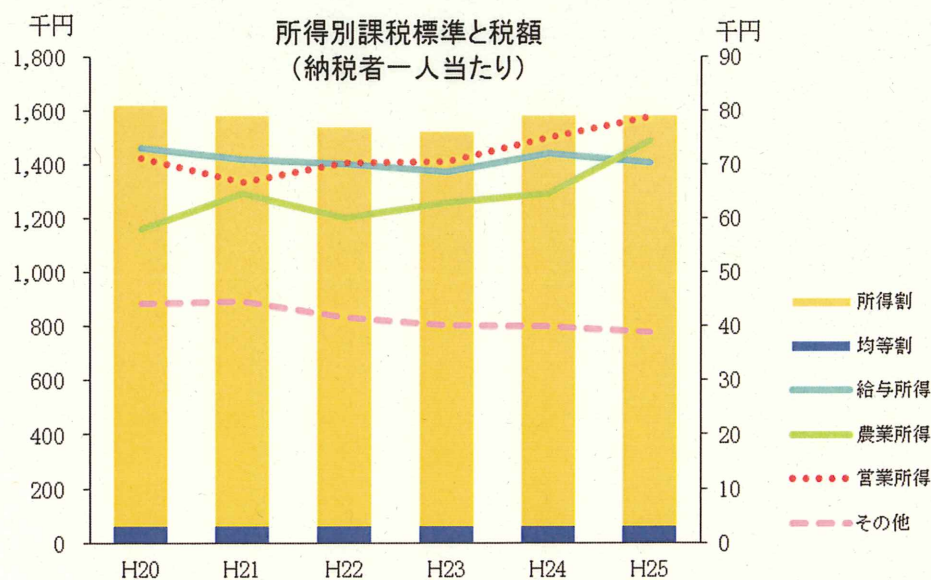
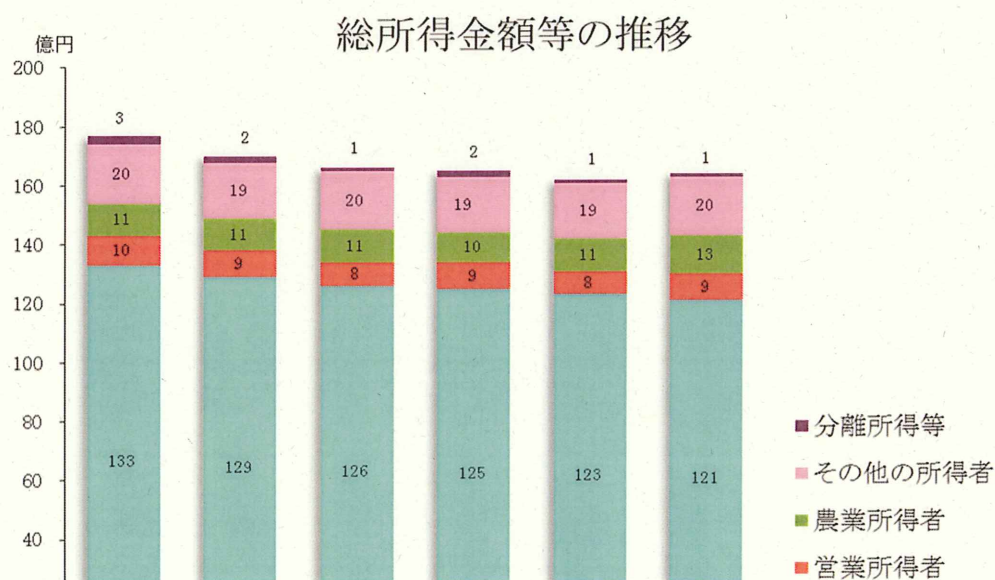
		H24	H25	備 考
税収	A	2,763,140,963	2,798,258,069	
市税		1,721,302,719	1,738,774,688	
個人県民税	B	379,405,307	388,088,448	
国保税		662,432,937	671,394,933	
賦課徴収費	C	127,812,781	115,442,976	
人件費		84,562,955	83,063,864	
基本給		48,535,500	48,212,134	
諸手当		22,728,287	21,333,916	
うち超過勤務手当		3,238,232	2,142,025	
共済費		13,299,168	13,517,814	
物件費		16,571,449	24,793,355	
旅費		23,220	69,000	
需用費		8,774,361	6,096,641	納税通知、督促ほか
役務費		5,108,372	6,037,699	郵送料、調査手数料ほか
委託料		2,575,846	12,379,500	評価替に伴う鑑定料 7,604千円
使用料		83,050	179,540	
その他		6,600	30,975	
補助費等		632,420	680,657	軽自動車税運営協議会負担金ほか
貸付金		202,000	202,000	つり銭
歳出還付金		25,843,957	6,703,100	所得更正・国保資格喪失による還付金等
県税取扱費	D	26,010,690	26,271,365	
賦課徴収費(市税分) E=C-D		101,802,091	89,171,611	
税収費	C/A	4.63%	4.13%	
	E/(A-B)	4.27%	3.70%	
税務職員数		16	16	資産税賦課5、その他賦課4、徴収6、課長1

4. 課税状況

(1) 個人市民税

課税標準額については、営業、農業、その他の所得は増加しているが、給与所得は減少した。給与所得者については、納税義務者数は昨年度より増加しているが、課税標準額が 300 万円を超える納税義務者数が減少しているため、給与所得者全体では約 170 百万円減少している。

区 分	課 税 標 準 額 (百 万 円)			所 得 割 納 税 義 務 者 (人)		
	H24	H25	増 減	H24	H25	増 減
給 与 所 得	7,316	7,146	▲ 170	5,072	5,082	10
営 業 所 得	483	515	32	322	327	5
農 業 所 得	561	725	164	435	487	52
そ の 他	965	985	20	1,207	1,265	58
分 離 所 得	88	112	24	23	19	▲ 4
計	9,413	9,483	70	7,059	7,180	121



課税の状況

区 分		課 税 金 額 (千円)			納 税 義 務 者 (人)		
		H 24	H 25	増 減	H 24	H 25	増 減
現 年 度 分	決 定 年 税 額	570,741	576,766	6,025	8,446	8,429	▲ 17
	内 訳 均 等 割	25,338	25,287	▲ 51	1,305	1,188	▲ 117
	所 得 割	545,403	551,479	6,076	7,141	7,241	100
過 年 度 分	決 定 年 税 額	1,751	1,943	192	141	118	▲ 23
	内 訳 均 等 割	54	45	▲ 9	18	15	▲ 3
	所 得 割	1,697	1,898	201	135	113	▲ 22
合 計		572,492	578,709	6,217	8,587	8,547	▲ 40
会計年度調整(特別徴収4・5月分)		△ 3,523	411	3,934			
分離課税分(退職所得)		6,693	8,752	2,059			
調 定 現 額		575,662	587,872	12,210	8,587	8,547	▲ 40

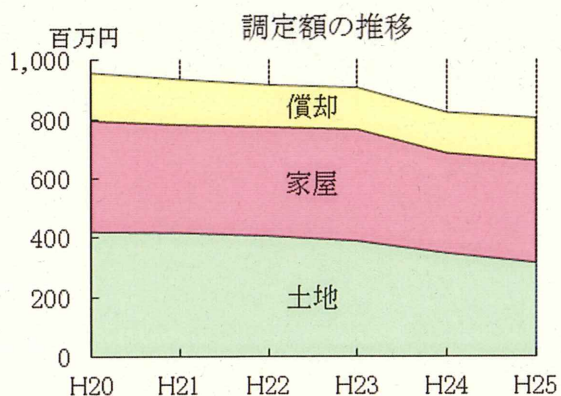
(2) 法人市民税

法人	資本金	従業員	法人数	均等割額(円)	法人税割額(円)
1号	1千万円以下	50人以下	255	7,692,200	14,705,000
2号	1千万円以下	50人超	0	0	0
3号	1億～1千万円	50人以下	61	7,546,200	9,386,000
4号	1億～1千万円	50人超	6	1,564,400	1,080,000
5号	10億～1億円	50人以下	19	8,453,500	3,337,000
6号	10億～1億円	50人超	1	0	120,000
7号	10億円超	50人以下	34	21,118,000	17,544,000
8号	50億～10億円	50人超	1	2,522,800	2,100,000
9号	50億円超	50人以下	2	0	6,954,000
計			379	48,897,100	55,226,000

法人市民税計 104, 123, 100円

(3) 固定資産税

昨年の評価替え後も土地の下落等により、前年度と比較して土地の調定額が約 3,200 万円の減、家屋は新築分の約 700 万円の増、償却資産は、一部の事業所が数千万円の機械及び装置を取得したこと等により、約 600 万円の増となった。

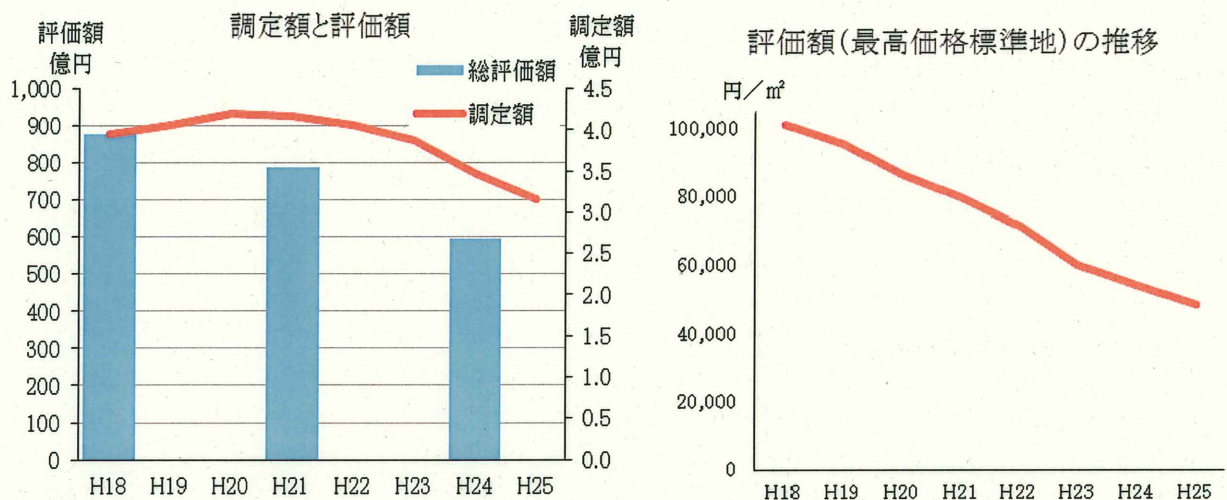


(単位: 千円)

年度	土地	家屋	償却	調定計
H25	314,342	345,109	143,628	803,079
H24	346,717	337,672	137,677	822,066
H23	388,006	376,813	141,231	906,050
H22	405,237	367,978	142,454	915,669
H21	416,344	365,042	153,643	935,029
H20	419,534	375,176	162,083	956,793

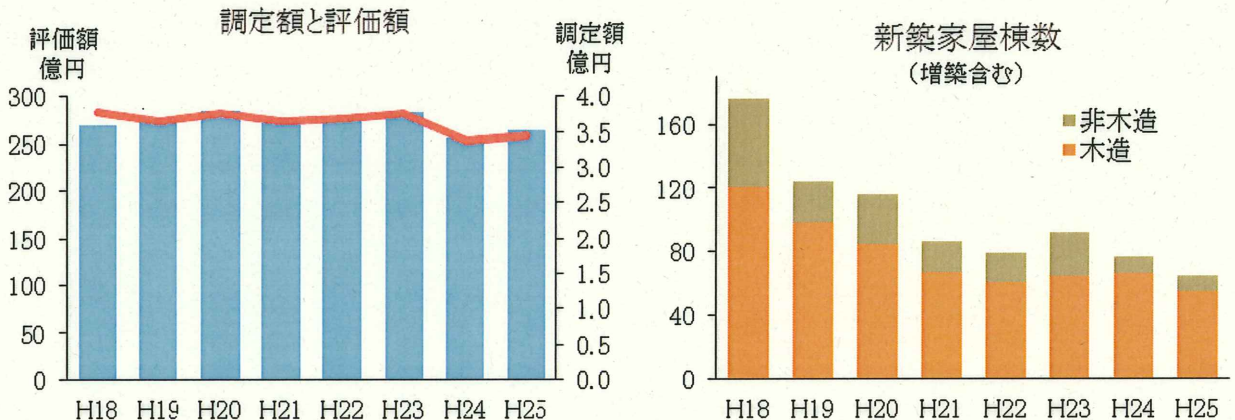
◆ 土地

平成 21 年度からは、負担調整が一定水準に達したため、評価額の下落に伴い課税額も減少。

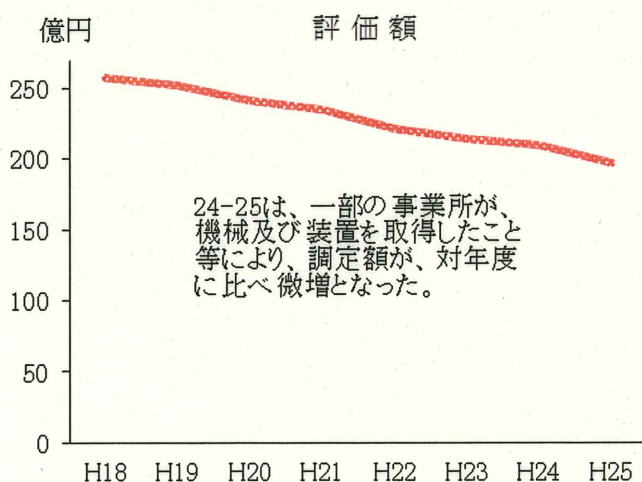


◆ 家屋

新增築棟数は、23 年度を除き、18 年度以降減少している。未評価家屋対策としては、新築調査時の機会を利用した現地調査の実施や既存家屋の再確認を行い、新增築、取壊しなどの捕捉漏れ是正に努めている。



◆ 償却資産



(4) 軽自動車税

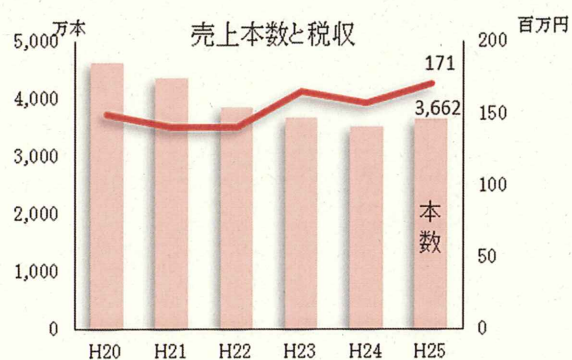
平成 22 年度から引き続き、課税台数については軽 4 乗用(自)が増加、軽 4 貨物(自)・原付などは減少しているが、全体としては増加している。不況の影響が長引き、経済的な軽自動車へ乗り換えている傾向が見られている。

区 分	税 額 (円)	課 税 数 (台)			課 税 金 額 (千円)		
		H 24	H 25	増 減	H 24	H 24	増 減
原付50cc	1,000	2,095	2,022	▲ 73	2,095	2,022	▲ 73
原付90cc	1,200	281	273	▲ 8	337	328	▲ 9
原付125cc	1,600	142	146	4	227	233	6
ミニカー	2,500	17	18	1	43	45	2
軽2輪	2,400	202	202	0	485	485	0
三輪車	3,100	1	2	1	3	6	3
軽4乗用(営)	5,500	0	0	0	0	0	0
軽4乗用(自)	7,200	4,647	4,819	172	33,458	34,697	1,239
軽4貨物(営)	3,000	43	44	1	129	132	3
軽4貨物(自)	4,000	4,084	4,038	▲ 46	16,336	16,152	▲ 184
農耕	1,600	1,163	1,146	▲ 17	1,861	1,834	▲ 27
特殊	4,700	44	45	1	207	211	4
自動2輪	4,000	224	240	16	896	960	64
計		12,943	12,995	52	56,077	57,105	1,028

※過年度分含む

(5) 市町村たばこ税

たばこの小売価格の値上げ(H26.4～)前の買い置きにより、販売本数は昨年度より約 4.0%増加。税収は約 8.9%増加。



(6) 国民健康保険税

税率	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	7.0%	35.0%	21,500 円	26,500 円	51 万円
支援金分	2.3%	10.0%	5,800 円	5,600 円	14 万円
介護分	1.9%	7.0%	7,600 円	5,200 円	12 万円

市全体の人口減に伴い、国保被保険者数(▲640 人)、世帯数(▲110 世帯)が減少。世帯数・所得の減少により、課税額は現年・過年とも減少している。

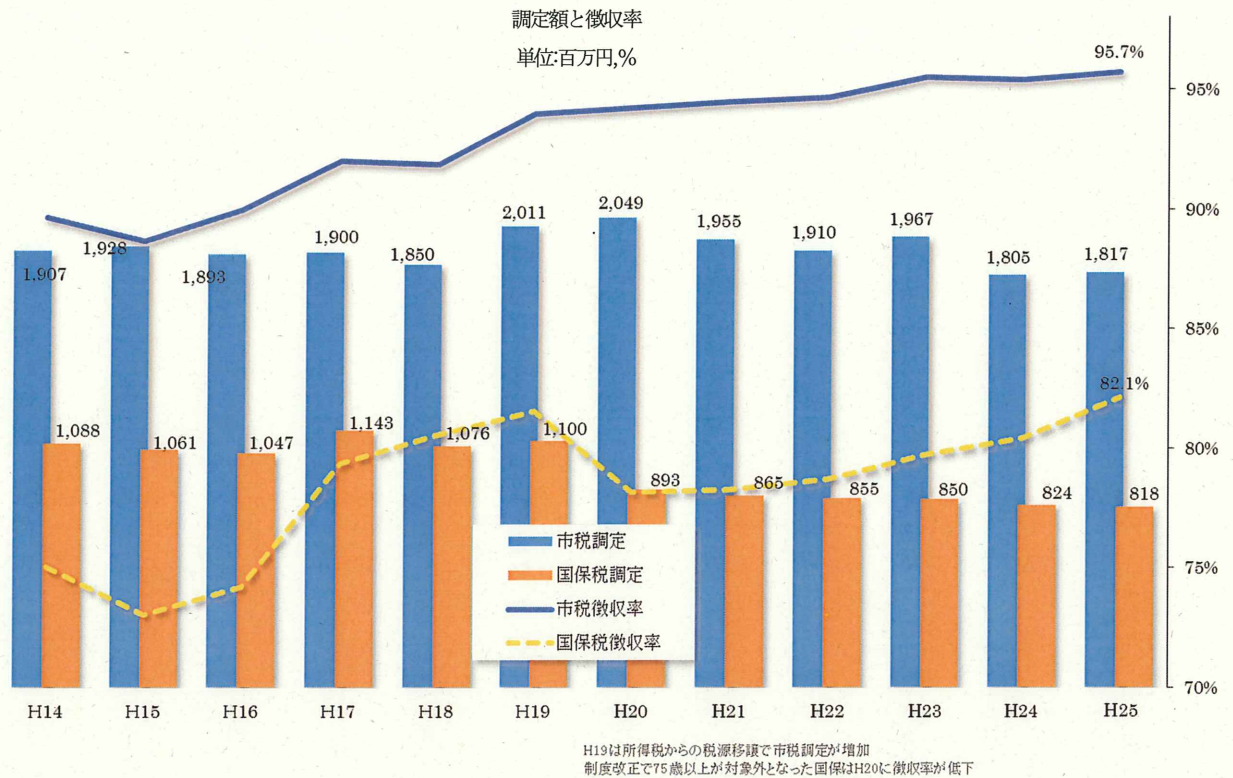
低所得者にかかる軽減額(2・5・7割軽減)は 6%減少。被保険者数の一般・退職の割合は退職被保険者が減少し始めた。

区 分			H 24	世 帯 数	H 25	世 帯 数	増 減	世 帯 数	
医 療	現 年 分	課 税 年 税 額	458,119	4,466	465,560	4,356	7,441	▲ 110	
		内 訳	一 般	424,667	4,263	437,765	4,173	13,098	▲ 90
			退 職	33,452	203	27,795	183	▲ 5,657	▲ 20
		過年度分年税額	3,475	2,748	▲ 727				
支 援 金	現 年 分	課 税 年 税 額	131,451	4,466	133,744	4,356	2,293	▲ 110	
		内 訳	一 般	121,753	4,263	125,684	4,173	3,931	▲ 90
			退 職	9,698	203	8,060	183	▲ 1,638	▲ 20
		過年度分年税額	1,019	783	▲ 236				
介 護	現 年 分	課 税 年 税 額	65,963	2,723	65,994	2,551	31	▲ 172	
		内 訳	一 般	56,842	2,359	58,400	2,226	1,558	▲ 133
			退 職	9,121	364	7,594	325	▲ 1,527	▲ 39
		過年度分年税額	507	592	85				
決定年税額の合計			660,534		669,421		8,887		

※退職(被保険者)…国保被保険者のうち、退職して年金を受けている64歳以下の方など

職場などの社会保険が出し合う拠出金によって、市の負担分については補助が受けられる

5. 収納状況



国保税も含めた収納率は 91.5%で昨年度から 0.8 ポイント上昇した。市税収納率の現年度分は 98.9%と 0.1 ポイント増加、滞繰分は 22.9%と 0.9 ポイント減少し、市税全体の収納率は 95.7%と 0.3 ポイント上昇した。国保税の現年度分は、目標の 94%をクリアし 95.3%と 0.8 ポイント増加、滞繰分は 22.4%と 0.8 ポイント減少したが、国保税全体の収納率は 82.1%と 1.7 ポイントの増加となり、過去 10 年で最も高い収納率となった。

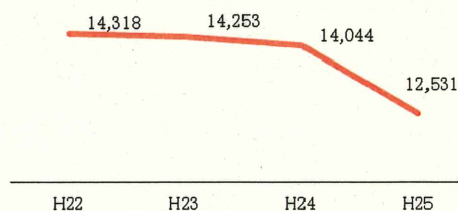
(1) 督促

督促状発送数

(単位:件)

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
個人市民税	1	2	454	0	373	0	382	0	3	329	3	9	1,556
〃 (特徴)	25	21	54	47	43	44	37	42	40	35	34	36	458
法人市民税	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0	6
軽自動車税	1,508	5	1	0	0	2	3	2	0	0	0	0	1,521
固定資産税	897	0	0	821	0	936	0	4	731	0	0	5	3,394
国保税	9	4	2	729	748	805	718	648	820	570	532	11	5,596
計	2,440	32	513	1,597	1,165	1,787	1,141	696	1,594	934	571	61	12,531

※軽自動車税は車両ごとに督促



昨年度と比べ督促数は大幅に減少した。納期内納付率を向上する取組みとして、今年度よりハガキによる口座振替の申込みを開始したことが原因のひとつと考えられる。

(2) 滞納処分

差押

(件数)

財産調査は、件数よりもひとつの調査で得られる情報から新たな調査に発展させるなど質を重要視し、差押から自主納付に導いて完納に至ることを目指した。

搜索は3件。

差押債権	市税	国保税	計	増 減
預貯金	114	72	133	35
給料・年金	9	2	10	▲ 5
生命保険	17	15	21	▲ 15
各種還付金	18	17	23	▲ 2
不動産	1	0	1	▲ 6
出資金	0	0	0	0
動産	13	0	13	▲ 7
その他	22	9	23	▲ 2
合計			224	▲ 2

交付要求（強制換価手続に参加して配当を受けようとする。）

滞納税額合計 3,306,529 円にかかる4件について交付要求した。（自らの差押への交付要求は除く）

処分の停止（処分可能財産がないとき等、滞納処分の失効を停止できる。）

滞納者が職権消除されるなど徴収できないことが明らかな場合の即時消滅など60件を停止した。

(3) 不納欠損処分

- ・滞納処分の停止が3年間続くと徴収権が消滅する（法15の7④）、
- ・徴収できないことが明らかな場合は即時消滅できる（法15の7⑤）
- ・5年間徴収権を行使しないと時効により消滅（地方税法18①）

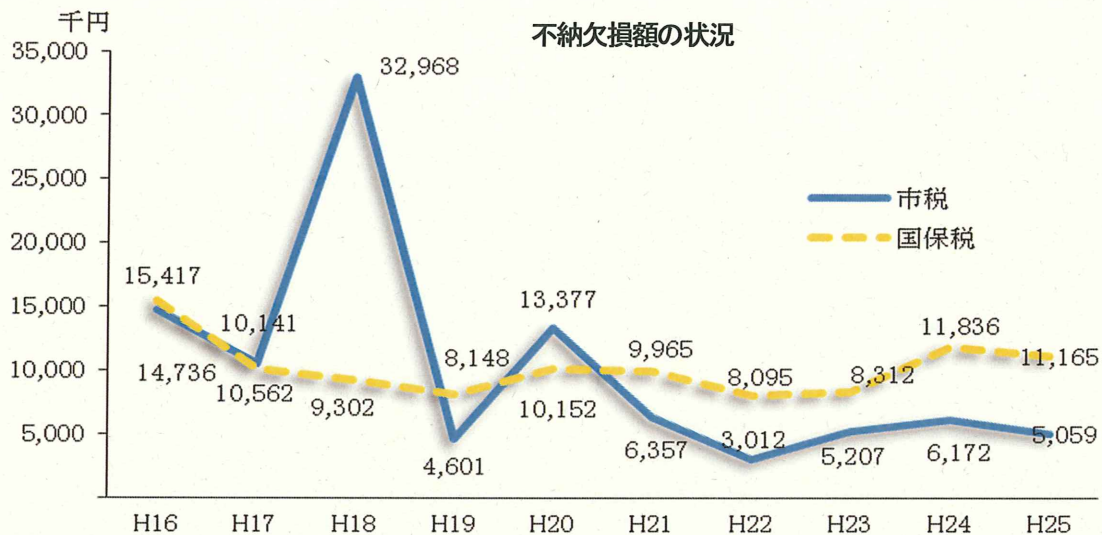
これらを表示する決算上の処分を不納欠損という。

税 目	処分停止後3年			即時欠損			時効欠損			計			前年度計	比較
	件	人	円	件	人	円	件	人	円	件	人	円		
個人市民税	100	14	692,157	25	1	131,298	107	33	804,733	232	48	1,628,188	1,623,915	+0.3%
法人市民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	265,300	
固定資産税	83	6	666,764	0	0	0	168	42	2,169,450	251	48	2,836,214	3,975,313	-28.7%
軽自動車税	57	15	190,500	0	0	0	105	48	404,255	162	63	594,755	358,000	+66.1%
計	240	35	1,549,421	25	1	131,298	380	123	3,378,438	645	159	5,059,157	6,222,528	-18.7%
国 保 税	584	33	5,640,887	18	1	405,500	633	83	5,118,941	1,235	117	11,165,328	11,882,194	-6.0%
合 計	824	68	7,190,308	43	2	536,798	1,013	206	8,497,379	1,880	276	16,224,485	18,104,722	-10.4%

※件数は期別毎にカウント

不納欠損総額は、昨年度から10.4%減となった。そのうち、法に基づく欠損処理である執行停止3年経過による欠損が昨年度実績から3.2%増となり、不納欠損総額全体に占める割合も44.3%と、昨年度の38.5%より5.8ポイント増加している。これは滞納処分を着実に実施するとともに、真に資力がないと確認できた案件などについて処分停止してきた結果である。

今後も、徹底した調査に基づく執行停止判断を迅速・的確に行い、時効完成による欠損が無くなるよう努めていく。



(4) 収納未済

滞納者数は年々減り続けており、1,107 人となった。昨年度と比較し 148 人の減となっている。累積滞納額を減少させるため、新たな滞納者・滞納繰越額を増やさないよう努めており、その結果、滞納繰越調定額は昨年度より約 2,000 万円の圧縮となった。

不納欠損危惧者を中心に財産調査(所内調査以外で預金 696 件、給与・年金 334 件、生命保険 590 件、自動車 130 件、不動産その他 191 件の合計 1,941 件、昨年度比 ▲220 件)を実施し、これに基づき滞納処分を行った。

財産を発見し次第、滞納処分に早期着手することに努め、納税意識の向上につなげる体制をより一層強化していく必要がある。また、滞納処分可能な財産が発見できず停滞しているものについては、法に基づく処分停止等により累積滞納額を圧縮することが引き続き重要課題の一つである。

